

各 位

会 社 名 ヤマウホールディングス株 式 会 社 代 表 者 名 代表取締役社長 有 田 徹 也 (JASDAQ・コート番号5284)

問合せ先

役職·氏名 経営管理部長 倉 智 清 敬 電 話 092-872-3301

臨時株主総会開催及び株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、2022年3月8日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」において、当社株主である平松裕将氏(以下「本提案株主」といいます。)より、臨時株主総会招集の請求に関する書面(2022年2月28日付「株主総会招集請求書」)(以下「本招集請求書」といいます。)を受領したことをお知らせし、また、2022年3月10日付「臨時株主総会の招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2022年4月下旬から5月中旬までの間に、2022年3月31日(木)を議決権行使の基準日とする臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催準備を進めている旨をお知らせいたしておりましたが、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会の開催日時、場所、付議議案(本付議議案は、本招集請求書に記載された本提案株主の提案によるものであり、以下「本株主提案」といいます。)及び本株主提案に対する当社取締役会の意見について、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の開催日時、場所

- (1) **開催日時** 2022年5月11日(水)午前10時
- (2) 開催場所

福岡市中央区天神二丁目 5 番 55 号 レソラ天神 5 階 レソラ NTT 夢天神ホール

2. 本臨時株主総会の付議議案

(1) 議題

取締役 有田徹也氏解任の件

(2) 議案要領及び提案の理由

議案の要領及び提案の理由は、別紙のとおりであります。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見等

(1) 当社取締役会の意見

当社は、2022年3月8日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、本提案株主から本招集請求書を受領し、本招集請求書に記載の本株主提案を受けました。当社取締役会としては、本株主提案について慎重に検討した結果、取締役全員の意見の一致により、本株主提案に対して「反対」いたします。

(2) 反対の理由

① 有田代表取締役が当社の代表取締役として継続して職務を遂行することが必要不可欠であること

有田代表取締役は、2019年6月に株主の皆様のご信任を得て当社取締役に就任して以来、金融機関において培った経験と企業経営者としての豊富な知識を活かし、グループシナジーを発揮させるべく、グループ経営全般に亘る様々な課題についての検討・審議や情報交換、情報共有を目的とした「グループ経営会議」、「グループ戦略会議」の創設や、グループ会社間の業務連携推進、人材育成・人材交流並びに環境整備等の、当社を取り巻く様々な経営課題に卓越したリーダーシップで取り組むなど、当社グループの企業価値向上に大きく寄与しております。

このように、有田代表取締役は、これまで適格性を備えた上場企業の経営者としてその手腕を遺憾なく発揮し、その職務を遂行しております。当社の中長期的な企業価値の向上のためには、有田代表取締役が今後も当社の代表取締役として継続して職務を遂行することが必要不可欠であると考えております。

② 有田代表取締役を解任する理由がないこと

当社は、2020年8月7日付「持株会社体制への移行に関する検討開始のお知らせ」にてお知らせしたとおり、2020年8月7日開催の当社取締役会において、2021年4月1日を目途に持株会社体制に移行するための検討を開始することを決定いたしました。その後、移行スキームや収益構造、子会社管理方針及び組織体制の検討等のほか、会計、税務、法務等の観点からのスキーム全体の検討を行い、2020年10月23日開催の取締役会では、事業年度に合わせて2021年4月1日を新設分割等の効力発生日とするとともに、建設業許可の承継制度を利用することを正式に決定いたしました。もっとも、同承継の手続きには約90日の期間を要することから、2020年12月25日を臨時株主総会の開催日と決定し、同日付「会社分割(新設分割)による持株会社体制への移行及び定款の一部変更(商号及び事業目的の変更)並びに臨時株主総会のための基準日設定等に関するお知らせ」でその旨を公表いたしました。その上で、当社は、上記臨時株主総会の招集手続を進め、同日に同臨時株主総会を開催したところ、賛成多数により持株会社体制への移行等が承認可決されました。

他方で、上記臨時株主総会に対しては、本提案株主より、自身を取締役に選任することを内容とする株主提案がなされておりました。しかし、会社法上の株主提案権の行使期限までに、株主提案権を行使するために必要な個別株主通知が当社に到

達しなかったため、当社は、法令及び当社株式取扱規則に従い、要件を満たさない 株主提案権行使として採用せず、同臨時株主総会において議題として取り上げませ んでした。

このように、当社は、本株主提案に対して、あくまで法令及び当社株式取扱規則に基づいて対応をしたにすぎず、何ら不正な点はございません。また、当社は、上記のとおり、年度初めから新体制を進めるべく、そこから逆算をして上記臨時株主総会の開催日を決定しており、臨時株主総会開催のスケジュールについて何ら誤った点はなかったと考えております。ましてや、当社において株主提案権行使を阻害する意図など一切有しておりませんでした。

本提案株主は、上記臨時株主総会において当社が上記の株主提案を取り上げなかったこと等について、当社に対し、同臨時株主総会における決議の取消訴訟等を提起したため、現在、福岡地方裁判所にて審理中です。本提案株主は、当社の訴訟における主張を、文脈を無視して抜粋した上、有田代表取締役が株主の権利を軽視・愚弄・冒涜しており、主権は己にあるものと思い込んでいるなどと結論づけておりますが、本提案株主の上記主張は憶測に基づく独自の解釈であり、当社及び有田代表取締役においてそのような認識は一切ございません。当社は、上記のとおり、当社の対応に法的な問題はなかったとの考えに基づき、上記臨時株主総会における決議が取り消されるべきではないこと等に関して、必要な法的な主張を行っているにすぎません。

なお、本提案株主は、自身の株主提案が取り上げられなかったことは違法であるとして、福岡地方裁判所に同臨時株主総会の開催禁止の仮処分を申し立てておりましたが、同仮処分申立ては、令和2年12月24日、申立てに理由がないとして却下されております。

以上の点から、有田代表取締役を解任すべき理由はありません。

③ 結論

従って、有田代表取締役が継続して職務を遂行することが当社の企業価値向上の 観点から必要不可欠であり、有田代表取締役を解任すべき理由もないことから、当 社取締役会は、有田代表取締役の解任を求めるとの本株主提案に反対いたします。

以 上

【別紙】

注:以下の内容は、本提案株主より提出された本招集請求書に記載の株主提案に係る「議 案の要領」及び「提案理由」を原文のまま記載しております。

提案事項

議題1 取締役 有田徹也氏解任の件

議案の要領

取締役 有田徹也氏を解任する。

提案理由

有田徹也氏は 2020 年 12 月 25 日開催のヤマウ臨時株主総会で株主(平松裕将)からの株主提案(取締役1名選任の件)を侵害し、株主の権利を奪った。

有田徹也氏は当時、取締役副社長の要職に在りながら、臨時株主総会開催スケジュールの誤り(営業日ベースで3日間しか猶予がない状況でヤマウに個別株主通知手続きを完了させて株主提案を行う事は不可能【不可能証明資料別紙参考】であり、ヤマウの臨時株主総会開催スケジュールの設定に明らかな誤りがあり、株主提案権を行使できない臨時株主総会だった)を知りながら、強行突破的に臨時株主総会を開催した。

当時、ヤマウ執行役員だった倉智清敬氏を通じて株主(平松裕将)から再三に渡り開催スケジュールの誤りを指摘され再考を促されたが考えを改めないで強行開催した。よって、株主(平松裕将)から臨時株主総会取消訴訟を提起され、多数の人員、多額の弁護士費用でヤマウの株主資本をも浪費させ多大な損害を与え続け、上場企業としての信用も失われた。その中、現在係争中の裁判で有田徹也氏は下記の通り主張(下線_原文のまま)している。【仮に原告(平松)の株主提案を招集通知に記載していた場合であっても、同議案が決議され原告が選任される余地は皆無】【原告(平松)の提案を本件臨時株主総会において検討、考慮することが必要、かつ、有益であったとは認められない】【仮に被告(ヤマウ)の対応について何らかの違法性を観念し得るとしても、決して重大なものとはいえない】このように有田徹也氏は、裁判の中でも株主の権利を軽視し、愚弄し、冒涜し続けている。株主提案議案は主権者である株主が株主総会の場で判断するべき事柄であるのに何を考えてか主権は己にあるものと思い込んでいる。

有田徹也氏は上場企業経営者として求められる、株主の権利の確保、株主の利益、公正性、透明性などについての考えが皆無である事も明らかになった。よって、一刻も早くヤマウホールディングスに適正な企業統治体制を取り戻す為に有田徹也氏を即刻解任する必要がある。

以上

個別株主通知のご案内

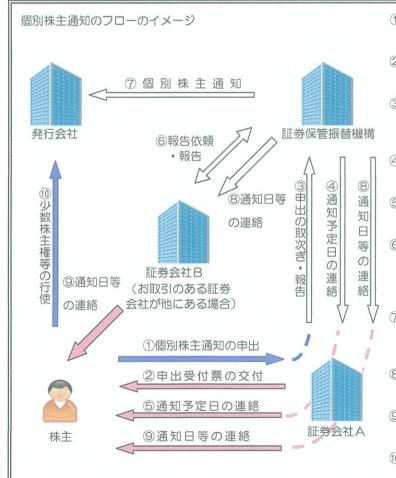
平成 29 年 4 月 株式会社証券保管振替機構

株主が発行会社(上場会社等をいいます。以下同じ。)に対して少数株主権等を行使する 場合に必要となる個別株主通知の手続について、ご案内いたします。

個別株主通知の概要

発行会社は株主が保有する株式数の情報を常に把握しているわけではないことから、 少数株主権等を行使する株主は、少数株主権等を行使する際にその行使要件を満たし ていることを発行会社に知らせるため、事前に、証券会社等に対して個別株主通知の 申出を行い、証券保管振替機構を通じて発行会社に保有する株式数の情報を通知する 必要があります (注1)。

注1 社債、株式等の振替に関する法律第154条に定められています。



- ① 株主は、お取引のある証券会社に個別株主通知の申出を行う。
- ② 証券会社は、株主に対して個別株主通知の申出受付票を交付する。
- ③ 証券会社は、個別株主通知の申出を証券 保管振替機構に取り次ぐとともに、株主が 保有する株式数の情報を報告する。
- ④ 証券保管振替機構は、証券会社に対して 個別株主通知の予定日を連絡する。
- ⑤ 証券会社は、株主に対して個別株主通知 の予定日を連絡する。
- ⑥ 株主とお取引のある証券会社が他にある場合には、証券保管振替機構は当該証券会社に対して、株主が保有する株式数の情報の報告を依頼し、報告を受ける。
- ⑦ 証券保管振替機構は、発行会社に対して 株主が保有する株式数の情報を通知する (個別株主通知)。
- ⑧ 証券保管振替機構は、証券会社に対して 個別株主通知の通知日等を連絡する。
- ⑨ 証券会社は、株主に対して個別株主通知 が行われた旨及び通知日等を連絡する。
- ⑩ 株主は、発行会社に対して通知日から4 週間以内に少数株主権等を行使する。

少数株主権等について

少数株主権等とは、1株以上の株式を保有していれば行使できる権利と、一定数又は一定割合以上の議決権、若しくは一定数又は一定割合以上の株式を保有していれば 行使できる権利で、一定期間の株式の保有が求められている権利もあります。主な少数株主権等は以下のようなものです。

なお、少数株主権等を行使する際の個別株主通知の要否、少数株主権等の行使要件 及び行使期限等は、発行会社ごと、少数株主権等の権利ごとに異なりますので、詳細 については発行会社にお問い合わせください。

会社法に定められた主な少数株主権等	権利行使の要件 ^(注2)
• 議事録の閲覧・謄写を請求する権利	1 株以上の株式を保有
・株主総会の招集を請求する権利	議決権の 100 分の 3 以上を行使前 6 か月継続保有
・株主総会において議題を提案する権利	議決権の 100 分の 1 以上又は 300 個以上の議決権
	を行使前6か月継続保有
会計帳簿の閲覧・謄写を請求する権利	議決権の 100 分の 3 以上又は発行済株式総数の
	100分の3以上の株式を保有

注2 発行会社によっては要件が緩和されている場合があります。

【少数株主権等を行使する際の留意点】

- ① 基準日時点の株主に対して与えられる、株主総会で議決権を行使する権利、配当を受ける権利、株主優待を受ける権利等の権利は少数株主権等ではありません。このため、これらの権利の行使には個別株主通知の手続は不要です。
- ② 行使期限が定められている少数株主権等を行使する場合には、当該期限前に、発行会社に個別株主 通知が通知されている必要があります。

証券会社等への個別株主通知の申出手続

個別株主通知の申出は、お取引のある証券会社等に対して行ってください。 証券会社等に対して個別株主通知の申出を行うと、株主に「個別株主通知申出受付票」が交付されます。この「個別株主通知申出受付票」は、発行会社に対する少数株主権等の行使の際に必要となりますので適切に保管してください(注3)。



注3 発行会社によっては「個別株主通知申出受付票」が不要な場合があります。

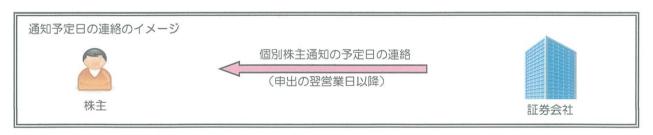
【個別株主通知の申出の際の留意点】

- ① お取引のある証券会社等が複数ある場合には、原則として、少数株主権等の行使の対象である銘柄を管理する証券会社等のうちの1社に対して個別株主通知の申出を行えば、申出を行った証券会社等以外の証券会社等で管理されている株式数も含めて、該当銘柄の保有するすべての株式数の情報が発行会社に通知されます(注4)。
- ② 発行会社に通知される株式数の情報は、受渡済みの株式数のものとなりますので、個別株主通知の 申出の直前に株式を買い付けた場合であって、当該株式を含めた個別株主通知を行う必要があるとき は、当該株式の受渡日(注5)の翌日以降に申出を行ってください。
- ③ 証券会社等にお届けされている氏名又は名称若しくは住所が変更されている場合には、個別株主通知の申出と併せてこれらの変更手続を行ってください。
- ④ 複数の株主が共同して少数株主権等を行使する場合には、少数株主権等を共同行使する株主全員がそれぞれ個別株主通知の申出を行う必要があります。
- ⑤ 通常の個別株主通知とは別に、個別株主通知の申出をした証券会社等で管理されている株式数のみを個別株主通知の対象とする一部通知という仕組みを選択することも可能です。
- 注4 それぞれの証券会社等にお届けされている氏名又は名称若しくは住所等が異なっていること等により、証券保管振替機構において同一の株主と認識できない場合等には、該当銘柄の保有するすべての株式数の情報が発行会社に通知されないときがあります。
- 注 5 買い付けした株式の受渡日については、当該株式を買い付けた証券会社等にお問い合わせください。

個別株主通知の通知日程

個別株主通知は、標準的な通知日程では、申出日の4営業日後の日に発行会社に通知されますが、お取引のある証券会社等によって発行会社に対する通知日は異なり、申出日から10営業日程度を要する場合もあります。

また、個別株主通知の予定日は、お申出の翌営業日以降に、証券会社等から連絡されます。



【個別株主通知の通知日程の留意点】

① 証券保管振替機構は、証券会社等から個別株主通知の申出の取次ぎを受けた後に、株主とお取引のあるすべての証券会社等を特定した上で、株主が保有する株式数の報告の依頼を行いますが、証券会社等によって、証券保管振替機構に対する報告に要する日数が異なるため、株主は、申出時点で個別株主通知の予定日を確認することはできず、証券会社等からの連絡によって初めて確認することができます。

- ② 個別株主通知の申出をした証券会社等で管理されている株式数のみを個別株主通知の対象とする 一部通知の申出を行った場合には、行わなかった場合と比較して、通知日程が概ね短縮されますので、 お急ぎの際は一部通知のご利用もご検討ください。
- ③ 少数株主権等の権利行使に期限が設けられている場合には、標準的な通知日程にかかわらず、お早めにお申出ください。

発行会社への権利行使の手続

発行会社に対して個別株主通知が行われると、証券会社等から、株主に個別株主通知が行われた旨及び通知日等が記載された「個別株主通知済通知書」が交付されます。 少数株主権等の行使は、この個別株主通知の通知日から4週間以内に発行会社に対して所定の書類を提出して行う必要があります。



【少数株主権等の行使の際の留意点】

- ① 個別株主通知によって、株主の氏名又は名称、住所、個別株主通知の申出受付日、対象期間(申出受付日の前日から 6 か月と 28 日前の日~申出受付日の前日)における保有する株式数と増減等の情報が発行会社へ通知されます。
- ② 証券会社等から「個別株主通知済通知書」を受領した際は、個別株主通知の対象銘柄及び発行会社に通知された株式数等の情報がご自身のご認識していた内容と一致していることをご確認いただくとともに、個別株主通知の通知日をご確認ください。なお、個別株主通知の対象銘柄が複数の証券会社等で管理されている場合には、それぞれの証券会社等から「個別株主通知済通知書」が交付されます。
- ③ 少数株主権等を行使する際は、「個別株主通知申出受付票」、「本人確認書類」、「行使内容の分かる 書面」が必要になりますが、発行会社によっては不要とされる場合またはこれら以外の書類が必要な 場合もありますので、少数株主権等の行使の具体的な手続については、発行会社にお問い合わせくだ さい。
- ④ 複数の株主が共同して少数株主権等を行使する場合には、少数株主権等を共同行使する株主全員の 個別株主通知が行われた後に、当該個別株主通知の中で、発行会社に最も早く通知された個別株主通 知の通知日から4週間以内に少数株主権等を行使する必要があります。